

犯罪の被害には、生命・身体・財産などに対する直接の被害（一次被害）を受けた後に、その一次被害に起因する様々な被害（二次被害）を伴うことがあります。

心身の不調

経済的
な問題

加害者
からの
更なる被害

犯罪被害に伴う 「二次被害」 ご存知ですか？

周囲の言動に
よる傷つき

配慮に欠ける
職場環境

捜査・裁判など
における負担



大切なのは「寄り添う気持ち」

自分が被害者の立場だったら・・・と想像し、そっと寄り添う気持ちが支えになります。

二次被害をおこさないために、普段から私たちができることは、犯罪被害者の立場に立って、考えることです。私たち一人ひとりの意識が二次被害を防ぐことにつながります。

被害者に接するときは、その置かれている状況や心情を理解し、気持ちに寄り添った配慮をするようにしましょう。

そのことで私たち誰もが犯罪被害者の支えになることができます。

高知県 犯罪被害者等支援相談窓口（文化生活スポーツ部 県民生活課）

TEL 088-823-9340（月曜から金曜 9時～12時/13時～16時 土日祝日、年末年始を除く）

高知県では、令和2年4月1日から高知県犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等への途切れのない支援を目指しています。詳しくは県民生活課ホームページをご覧ください。

